

【資料 2】

鹿 児 島 海 区
漁業調整委員会資料
令和 8 年 3 月 4 日

【議題 2】

漁業許可等に関する取扱方針について（協議）

甌島沖合における小型機船底びき網漁業の許可等に関する取扱方針

- 1 漁業種類 手繰第1種漁業
- 2 使用漁船 総トン数6トン以上15トン未満
- 3 操業禁止期間 1月1日から3月31日まで

4 操業区域

点ケから点コを見通す線以北、点ケ、イ及び点アを順次直線で結ぶ線以西、点クから正北の線以西の鹿児島県海域。ただし、点ア、イ、ウ、ウ'、エ、オ、カ、キ、及び点クを順次直線で結んだ線と陸岸によって囲まれた区域を除く。

世界測地系（日本測地系[分単位]）

点ア	N 31° 50' 15"	E 129° 55' 51"	(N 31° 50.043' E 129° 55.984')
点イ	N 31° 40' 12"	E 129° 55' 52"	(N 31° 40.000' E 129° 56.000')
点ウ	N 31° 41' 08"	E 129° 50' 04"	(N 31° 40.926' E 129° 50.200')
<u>点ウ'</u>	<u>N 31° 39' 19"</u>	<u>E 129° 45' 59"</u>	<u>(N 31° 39.100' E 129° 46.123')</u>
点エ	N 31° 35' 09"	E 129° 43' 04"	(N 31° 34.942' E 129° 43.199')
点オ	N 31° 36' 31"	E 129° 38' 06"	(N 31° 36.309' E 129° 38.233')
点カ	N 31° 39' 32"	E 129° 37' 16"	(N 31° 39.326' E 129° 37.399')
点キ	N 32° 00' 00"	E 129° 50' 11"	(N 31° 59.794' E 129° 50.317')
点ク	N 31° 52' 57"	E 129° 50' 11"	(N 31° 52.744' E 129° 50.317')
点ケ	N 31° 25' 42"	E 129° 55' 52"	(N 31° 25.490' E 129° 56.000')
点コ	N 31° 26' 54"	E 129° 44' 02"	(N 31° 26.692' E 129° 44.166')

5 条件

- (1) 他漁業の操業を妨害してはならない。
- (2) 日没から日の出までの間は、操業してはならない。
- (3) 操業区域と以下に示す区域が重なる区域においては、エビ・貝類の採捕を目的とする以外の操業をしてはならない。

「次の点ス、シ、サ、セ、ソ、タ、チ、ツ及びテを順次に結んだ線と海岸線サシ及びステとによって囲まれた区域並びに甌島周辺最大高潮時海岸線から距岸5,556メートルの区域

- サ 出水郡長島町蔵之元大崎鼻西端
- シ 出水郡長島町市来埼
- ス 阿久根市大漣鵜瀬鼻
- セ 薩摩川内市上甌町瀬上縄瀬鼻突端
- ソ 薩摩川内市下甌町手打釣掛埼灯台
- タ 南さつま市野間岬南端から正西5,556メートルの点
- チ 南さつま市坊の岬南端から真方位225度5,556メートルの点
- ツ 指宿市長崎鼻から正南2,000メートルの点
- テ 指宿市長崎鼻

附 則

- (1) この取扱方針は、昭和48年3月12日から施行する。
- (2) この取扱方針は、平成20年12月26日から施行する。
(市町村合併に伴う改正及び制限又は条件の追加)
- (3) この取扱方針は、平成21年2月24日から施行する。ただし、平成20年4月1日に当

該漁業の許可を受けている者については、当該許可の有効期間が満了するまでは、鹿児島県漁業調整規則（平成 20 年 3 月 28 日規則第 19 号）附則第 5 項の規定が適用される。

（小型機船底びき網漁業の禁止区域等制定に伴う制限又は条件（3）の追加）

(4) この取扱方針は、平成 30 年 9 月 18 日から施行する。

（7 操業区域を緯度経度表記に変更）

※令和 2 年漁業法及び県漁業調整規則の改正に伴う軽微な修正 (R5.09 修正)

(5) この取扱方針は、令和 6 年 9 月 19 日から施行する。

（許可の隻数，許可の対象者及び許（認）可の優先順位の削除，修辭上の修正）

(6) この取扱方針は、令和 8 年 3 月 日から施行する。

（操業区域の変更）

ごち網漁業の許可等に関する取扱方針

1 許可統数及び使用船舶の制限

- (1) 許可統数 1 経営体又は 1 世帯につき 1 統とする。
- (2) 使用漁船 総トン数 5 トン未満

2 操業区域

原則として、その者が所属する漁業協同組合の共同漁業権の区域及びその沖合の区域とする。ただし、共同漁業権の沖合の区域については、当該漁場の総合利用及び漁業調整上支障のない場合に限る。

3 許可等の定数

出水郡東町市来埼と阿久根市と出水郡高尾野町との境界を結んだ線以北の不知火海における許可の定数は次のとおりとする。

(昭和 42 年 11 月 14 日付け鹿児島県告示第 1008 号の 2)

東町漁協 80 隻 北さつま漁協出水支所 35 隻

4 操業禁止期間

- (1) 薩摩川内市（甌島地区を含む。）以北の区域

1 月 1 日から 3 月 31 日まで。ただし、出水郡長島町市来埼と阿久根市と出水市との境界を結んだ線以北の不知火海の区域及び出水郡長島町浦底浦（平成 18 年 3 月 19 日現在における出水郡東町と出水郡長島町の区域境界）からの共同漁業権沖出し線以北の区域で操業するものを除く。

- (2) いちき串木野市以南、南さつま市（平成 17 年 11 月 6 日現在における加世田市の区域に限る。）までの共同漁業権区域内の距岸 2,000 メートル以内の区域では、1 月 1 日から 12 月 31 日まで。

- (3) 久多島周辺（以下の点 a 点 b 点 c 点 d 及び点 a を順次結ぶ線によって囲まれた区域）では、1 月 1 日から 12 月 31 日まで。 世界測地系（日本測地系）

点 a 北緯 31° 33′ 20″ 東経 130° 12′ 58″（北緯 31° 33′ 07″ 東経 130° 13′ 06″）

点 b 北緯 31° 33′ 20″ 東経 130° 14′ 01″（北緯 31° 33′ 07″ 東経 130° 14′ 09″）

点 c 北緯 31° 32′ 45″ 東経 130° 14′ 01″（北緯 31° 32′ 32″ 東経 130° 14′ 09″）

点 d 北緯 31° 32′ 45″ 東経 130° 12′ 59″（北緯 31° 32′ 31″ 東経 130° 13′ 07″）

- (4) 大瀬周辺（以下の点 a 点 b 点 c 点 d 及び点 a を順次結ぶ線によって囲まれた区域）では、1 月 1 日から 12 月 31 日まで。 世界測地系（日本測地系）

点 a 北緯 31° 30′ 58″ 東経 130° 10′ 56″（北緯 31° 30′ 45″ 東経 130° 11′ 04″）

点 b 北緯 31° 30′ 58″ 東経 130° 11′ 20″（北緯 31° 30′ 45″ 東経 130° 11′ 28″）

点 c 北緯 31° 30′ 38″ 東経 130° 11′ 20″（北緯 31° 30′ 25″ 東経 130° 11′ 28″）

点 d 北緯 31° 30′ 38″ 東経 130° 10′ 56″（北緯 31° 30′ 25″ 東経 130° 11′ 04″）

- (5) 広曾根周辺（以下の点 a 点 b 点 c 点 d 及び点 a を順次結ぶ線によって囲まれた区域）では、1月1日から12月31日まで。世界測地系（日本測地系）
- 点 a 北緯 31° 29′ 46″ 東経 130° 10′ 37″（北緯 31° 29′ 33″ 東経 130° 10′ 45″）
- 点 b 北緯 31° 29′ 46″ 東経 130° 11′ 03″（北緯 31° 29′ 33″ 東経 130° 11′ 11″）
- 点 c 北緯 31° 29′ 14″ 東経 130° 11′ 03″（北緯 31° 29′ 01″ 東経 130° 11′ 11″）
- 点 d 北緯 31° 29′ 30″ 東経 130° 10′ 37″（北緯 31° 29′ 17″ 東経 130° 10′ 45″）
- (6) 指宿市長崎鼻と肝属郡南大隅町立目埼を結ぶ線以北の鹿児島湾内では、1月1日から3月31日まで。ただし、錦江町、南大隅町（平成17年3月30日現在における肝属郡根占町の区域に限る。）の共同漁業権区域内で操業するものは除く。
- (7) 錦江町、南大隅町（平成17年3月30日現在における肝属郡根占町の区域に限る。）の共同漁業権区域内で操業するものは、8月1日から10月31日まで。

5 条件

漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、(1)から(11)の条件を変更し、又は必要な条件を付すこととする。

- (1) 漁業権区域で操業するときは、その漁業権者の同意を得、その同意書を携帯しなければ操業してはならない。
- (2) 袋網は15センチメートルにつき8節より小さい網目のものを使用してはならない。ただし、不知火海においては、9節とする。また、養殖用種苗採捕の目的で知事の承認を受けたものはこの限りでない。
- (3) 袋網部及び身網部に「すじなわ」（袋口から袋じりにかけてつけられたロープ）を使用してはならない。
- (4) 「前天井網」をつけてはならない。
- (5) 「かえし網」をつけてはならない。
- (6) 沈子方にチェーン又はワイヤーロープ等、若しくは、これらを利用したコンパウンドロープ、又は、沈子及び沈子綱が一体となったグランドロープ（巻きグランドロープも含む）を使用してはならない。
- (7) 網を曳網してはならない。
- (8) ひき綱の長さは、不知火海を除く北薩海域では、片方600メートル以内、不知火海では、片方500メートル以内、西薩海域では、片方600メートル以内、その他の海域では、片方500メートル以内でなければならない。ただし、不知火海を除く北薩海域において、6～7月を禁漁とするものについては、片方800メートル以内とする。
- (9) 定置漁業（小型定置も含む）の操業中は、その身網設置部から半径1,000メートル以内の区域で操業してはならない。
- (10) 他漁業の操業を妨害してはならない。
- (11) 日没から日の出までの間は、操業してはならない。

附 則

- (1) この取扱方針は昭和49年1月1日から実施する。ただし、東町、長島町、出水市以外の地域については、昭和51年1月1日から実施する。
- (2) 廃止
- (3) 廃止
- (4) この取扱方針は、昭和64年1月1日から適用する。
- (5) この取扱方針は、平成20年12月26日から施行する。
（市町村合併、漁業調整規則改正に伴う（制限又は条件）改正）
- (6) この取扱方針は、平成24年12月19日から施行する。
（制限又は条件(8)の一部改正）
- (7) この取扱方針は、平成26年7月15日から施行する。
（4. 許可定数の新設、5. 操業禁止期間の新設、制限又は条件(8)の改正、(10)の新設、附則(2)(3)の廃止）
- (8) この取扱方針は、平成27年3月10日から施行する。
（5. 操業禁止期間(7)の変更）

- (9) この取扱方針は、平成 30 年 2 月 21 日から施行する。
(6. 制限又は条件(8))の改正：川内市漁協のひき綱の長さ)
- (10) この取扱方針は、令和 6 年 9 月 19 日から施行する。
(許可の対象者の削除，漁協合併に伴う名称の変更，修辭上の修正)
- (11) この取扱方針は、令和 8 年 3 月 日から施行する。
(5 条件の改正：漁業調整その他公益上必要な場合に条件変更又は追加)

機船船びき網漁業の許可等に関する取扱方針

機船船びき網漁業の許可又は起業の認可（以下「許可等という」。）については、鹿児島県漁業調整規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この取扱方針に定めるところによる。

1 操業区域

原則として、その者が所属する漁業協同組合の共同漁業権の区域及びその沖合の区域とする。

2 許可等の定数

志布志湾海域における機船船びき網漁業の許可等は、総数 28 統の範囲内とする。

3 使用船舶の規模

網船 1 隻当たりのトン数及び推進機関の馬力（漁業調整用）は次のとおりとする。

- (1) 志布志湾海域においては、5 トン未満、~~220kw 以下（旧漁船法馬力 50 馬力以下）~~とする。
- (2) 薩摩川内市（平成 16 年 10 月 11 日現在における川内市の区域に限る。）沖合海域においては、15 トン未満、~~260kw 以下（旧漁船法馬力 60 馬力以下）~~とする。
- (3) その他海域においては、10 トン未満、~~220kw 以下（旧漁船法馬力 50 馬力以下）~~とする。

4 操業禁止期間

次の期間は操業してはならない。

久多島周辺（以下の点 a 点 b 点 c 点 d 点 e 及び点 a を順次結ぶ線によって囲まれた区域）では、1 月 1 日から 12 月 31 日まで。

世界測地系（日本測地系）

点 a	北緯 31° 33′ 20″	東経 130° 13′ 39″	（北緯 31° 33′ 07″	東経 130° 13′ 47″）
点 b	北緯 31° 33′ 20″	東経 130° 14′ 01″	（北緯 31° 33′ 07″	東経 130° 14′ 09″）
点 c	北緯 31° 32′ 45″	東経 130° 14′ 01″	（北緯 31° 32′ 32″	東経 130° 14′ 09″）
点 d	北緯 31° 32′ 45″	東経 130° 13′ 31″	（北緯 31° 32′ 32″	東経 130° 13′ 39″）
点 e	北緯 31° 33′ 12″	東経 130° 13′ 40″	（北緯 31° 32′ 59″	東経 130° 13′ 48″）

5 条件

- (1) 他漁業の操業を妨害してはならない。
- (2) 日没から日の出までの間は、操業してはならない。

附 則

- (1) この取扱方針は「さよりひき網」及び「いかなごひき網」の漁業許可については適用しない。
- (2) この取扱方針は、昭和 52 年 10 月 20 日以降許（認）可をするものについて適用する。
- (3) この取扱方針は、昭和 62 年 10 月 20 日以降許（認）可をするものについて適用する。
- (4) この取扱方針は、平成 20 年 12 月 26 日から施行する。
（市町村合併，漁業調整規則改正に伴う（制限又は条件）改正）
- (5) この取扱方針は、平成 25 年 1 月 28 日から施行する。
（許可隻数（定数）及び許（認）可の優先順位改正）
- (6) この取扱方針は、平成 26 年 7 月 15 日から施行する。
（2 操業区域の改正，6 操業禁止期間の新設，7 許可の制限又は条件の改正）
- (7) この取扱方針は、令和 6 年 9 月 19 日から施行する。
（許可の対象及び許（認）可の優先順位の削除，修辭上の修正）
- (8) この取扱方針は、令和 8 年 3 月 日から施行する。
（馬力制限の削除）